平成　　年　　月　　日

保護者　様

**運動器に関する保健調査票提出のお願い**

　早春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解・ご支援を賜りまして深く御礼申し上げます。

　さて近年、運動不足と運動過多の二極化と、それに伴う運動器の機能不全や運動器疾患の増加が指摘されております。そこで、学校保健安全法施行規則が一部改正され、平成28年４月より定期健康診断の検査項目が変更になり、「四肢の状態」の検診が必須化されます。

　「四肢の状態」の検診は、成長発達の過程にある生徒の脊柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病及び異常を早期発見することにより、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりに結びつけることが目的です。

　家庭でご記入いただく運動器に関する保健調査票及び学校での健康観察から総合的に判断し、健康診断を実施します。その上で、学校医が必要と認めた生徒については、その結果を保護者に連絡し、速やかに整形外科専門医への受診を勧めます。

　つきましては、ご家庭で運動器に関する保健調査票に正確にご記入いただき、期日までにご提出くださるようお願いいたします。

※　運動器とは、骨・関節・筋肉・靭帯・腱・神経など身体を支えたり動かしたりする器官の名称です。

|  |
| --- |
| 保健調査票の提出期限：　　月　　日まで |